

## 現場代理人の常駐義務緩和措置試行の変更について

平成24年2月29日

福島県入札監理課

現場代理人の常駐義務緩和については平成20年5月から試行しており、平成22年4月1日及び平成23年11月1日に緩和範囲の拡大を行い試行してきているところです。

このたび、国土交通省から専任の主任技術者又は監理技術者に関する当面の取扱いが通知されたことに伴い、緩和の対象となる工事の範囲を下記のとおりさらに拡大して試行することとしましたのでお知らせします。その他の条件等には変更ありません。

### 【現行】

県から受注している他の工事が、次のいずれかに該当する場合は、当該他の工事の現場代理人を当該工事の現場代理人とすることができます。

#### (1) 近接工事

(近接工事として間接費が調整される際の先行工事という。以下同じ)

#### (2) (1) の他、特に発注機関が支障ないと認めた工事

次のア～ウの要件を満たすものが対象となりますが、工事内容等により品質管理や安全管理に支障があると判断する場合には認められない場合があります。

なお、この要件により、緩和の対象とできる他の工事と当該工事は各1件とします。

ア 両工事の発注機関が同一であること

イ 両工事の工事箇所が同一土木事務所管内であること

ウ 当該工事の予定価格が2,500万円未満であり、かつ、他の工事の契約金額が2,500万円未満であること。

ただし、当該工事の予定価格又は他の工事の契約金額のいずれかが1,000万円以上の場合は、下記の同一区分の工事に限る。

区分1	一般土木、舗装、鋼橋上部、PC上部、しゅんせつ、塗装、法面処理 上・下水道、清掃施設、消雪、造園、さく井、グラウト（13種別）
区分2	建築、電気設備、暖冷房衛生設備、機械設備、通信設備（5種別）

### 【変更の概要】

現行の「(1) 近接工事」については、近接工事として間接費が調整される際の先行工事のみとしています。同一の主任技術者が管理できる同一発注機関の先行工事も対象とします。

同一の主任技術者が管理できる工事とは、一体性又は連続性のある工事であり、かつ、相互間の距離が概ね5km程度の場所において同一の建設業者が施工するものです。詳しくは土木部建設産業室のページで確認願います。

### 【適用時期】

平成24年3月1日以降に常駐義務緩和の申請があった案件に適用します。

## 現場代理人の常駐義務の緩和措置について

平成24年2月29日  
福島県総務部入札監理課

現場代理人については、平成20年5月から工事現場の常駐義務緩和を試行していますが、国土交通省から専任の主任技術者又は監理技術者に関する当面の取扱いが別添のとおり通知されたことに基づき、緩和の対象となる工事の範囲を拡大し下記のとおりとしますのでお知らせします。(下線部分が取扱いの変更箇所です。)

### 記

#### 1 緩和を行う場合

県から受注している他の工事(以下「他の工事」という。)が、次のいずれかに該当する場合は、当該他の工事の現場代理人を当該工事の現場代理人とすることができます。

- (1) 近接工事(近接工事として間接費が調整される際の先行工事又は同一の主任技術者が管理できる同一発注機関の先行工事をいう。以下同じ。)

※ 主任技術者と現場代理人の関係については別紙の参考図を参考にすること。

- (2) (1)のほか、特に発注者が支障がないと認めた工事

次のア～ウの要件を満たすものが対象となりますが、工事内容等により品質管理や安全管理に支障があると判断する場合には認められない場合があります。

なお、この要件により、緩和の対象とできる他の工事と当該工事(以下「両工事」という。)は各1件とします。

ア 両工事の発注機関が同一であること。

※ 発注機関が同一であれば、工事の所管が建設事務所と土木事務所に分かれる場合等も対象となります。

※ 発注機関が異なる場合であっても、営繕工事等で工事監理を同一機関が行っている場合は認めることがあります。

イ 両工事の工事箇所が同一土木事務所管内であること。

※ 同一土木事務所管内が原則ですが、隣接する同一管内土木事務所の境界を挟んで工事箇所が近接である場合も認めることがあります。

ウ 当該工事の予定価格が2,500万円未満であり、かつ、他の工事の契約金額が2,500万円未満であること。

ただし、当該工事の予定価格又は他の工事の契約金額のいずれかが1,000万円以上の場合は、下記の同一区分の工事に限る。

区分1	一般土木、舗装、鋼橋上部、PC上部、しゅんせつ、塗装、法面処理 上・下水道、清掃施設、消雪、造園、さく井、グラウト
区分2	建築、電気設備、暖冷房衛生設備、機械設備、通信設備

## 2 確認方法

「この工事については、落札者の申請に基づき発注者が認める場合、他の工事の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。」旨が入札公告（条件付一般競争入札の場合）又は契約の方法及び見積の条件（随意契約の場合）に記載されている工事が対象となります。ただし、平成24年2月29日以前に起工決定した工事が入札公告等に上記の記載がなくても、今回の適用に基づく申請ができるものとします。

また、入札等に参加しようとする方は、入札等の前（条件付一般競争入札にあつては、設計図書等に対する質問の受付期間、随意契約にあつては、見積依頼日の翌日から起算して4日間（休日を除く。））に、発注者に対して、別紙1「現場代理人の常駐義務緩和に係る照会書」（両工事が入札又は契約手続中の場合は、別紙1-1）により、上記1に該当するかを確認できます。

なお、契約時には、別紙2「現場代理人の常駐義務緩和に係る申請書」による申請が必要になります。

## 3 承認の際の付与条件

緩和を承認する際には、工事の安全確保の観点から、別紙3の条件を必ず付すこととなります。

また、別紙3以外にも条件を付す場合もあります。

## 4 問題が生じた場合の措置

緩和を承認した工事において、安全管理の不徹底に起因する事故の発生など、現場体制に不備が生じた場合は、直ちに承認を取り消し、新たに現場代理人を配置させることとします。

## 5 適用開始

平成24年3月1日以降に常駐義務緩和の申請があった案件から適用します。

現場代理人の常駐義務緩和に係る照会書	
1 照会対象工事	
工事番号・工事名	第 号
工 事 箇 所	
工 事 概 要	
予 定 価 格	
工 期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
配置予定現場代理人氏名	
配置予定主任技術者氏名	
2 配置予定現場代理人が現在従事している工事	
工事番号・工事名	第 号
工 事 箇 所	
工 事 概 要	
契 約 金 額	
工 期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
1 と の 重 複 期 間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
主任技術者氏名	
<p>上記配置予定現場代理人を当該工事の現場代理人とすることの可否について回答願います。</p> <p>平成 年 月 日  (工事発注者) 様</p> <p style="text-align: right;">会社名  代表者名</p>	
<p>上記配置予定現場代理人を当該工事の現場代理人とすることは  できます。ただし、承認の際に別紙3の条件を付します。  できません。</p> <p>平成 年 月 日  (会社名  代表者名 ) 様</p> <p style="text-align: right;">(工事発注者)</p>	

※ 当照会はFAX、電子メール等によることも可能であること。

※ 工事発注者は「できます。」「できません。」のいずれかを横線で削除し回答すること。

別紙 1 - 1 (両工事が入札又は契約手続中の場合)

現場代理人の常駐義務緩和に係る照会書	
1 照会対象工事	
工事番号・工事名	第 号
工事箇所	
工事概要	
予定価格	
工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
配置予定現場代理人氏名	
配置予定主任技術者氏名	
2 配置予定現場代理人に従事させたい工事 (入札公告日：平成 年 月 日 開札予定日：平成 年 月 日)	
工事番号・工事名	第 号
工事箇所	
工事概要	
予定価格	
工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
1 との重複期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
配置予定主任技術者氏名	
<p>上記配置予定現場代理人を当該工事の現場代理人とすることの可否について回答願います。</p> <p>平成 年 月 日 (工事発注者) 様</p> <p style="text-align: right;">会社名 代表者名</p>	
<p>上記配置予定現場代理人を当該工事の現場代理人とすることは できます。ただし、承認の際に別紙3の条件を付します。 できません。</p> <p>平成 年 月 日 (会社名 代表者名 ) 様</p> <p style="text-align: right;">(工事発注者)</p>	

- ※ 当照会はFAX、電子メール等によることも可能であること。
- ※ 配置予定現場代理人に係る経歴書を添付すること。
- ※ 「2 配置予定現場代理人に従事させたい工事」の項には、両工事のうち開札予定日又は見積書提出予定日の早い方(同日の場合はいずれか一方)を記載すること。
- ※ 随意契約の場合、「入札公告日」とあるのは「見積依頼日」と、「開札予定日」とあるのは「見積書提出予定日」と読み替えて記載すること。
- ※ 工事発注者は「できます。」「できません。」のいずれかを横線で削除し回答すること。

現場代理人の常駐義務緩和に係る申請書	
1 申請対象工事	
工事番号・工事名	第 号
工事箇所	
工事概要	
予定価格	
工期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
配置予定現場代理人氏名	
配置予定主任技術者氏名	
2 配置予定現場代理人が現在従事している工事	
工事番号・工事名	第 号
工事箇所	
工事概要	
契約金額	
工期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
1 との重複期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
主任技術者氏名	
<p>上記配置予定現場代理人を当該工事の現場代理人とすることについて承認願います。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>(工事発注者) 様</p> <p style="text-align: right;">会社名 代表者名</p>	
<p>平成 年 月 日</p> <p>(会社名 代表者名 ) 様</p> <p style="text-align: right;">(工事発注者)</p>	

### 別紙 3

#### 現場代理人の常駐義務緩和に係る申請書の承認に当たって付す条件

(1) 緩和が承認された工事現場において、次の事項を履行すること。

履行されていないことが確認された場合には、緩和の承認を取り消すものとする。

① 現場代理人が不在となる工事現場においては、工事現場の取締りのほか、工事の施工に関する事項を処理できる責任者を指定し、必ず配置すること。

② 現場代理人は、必ずいずれかの工事現場に駐在すること。

③ 現場代理人が工事現場を離れるときは、現場の安全管理の徹底を図るとともに、監督員と必ず連絡が取れる体制を構築すること。

※ ただし、緩和の承認を受けた工事の施工に当たっては、次の場合に限り上記①、②、③の義務事項を除外する。

ア) 工事が完了して竣工検査の待機中となっている場合

イ) 契約後の準備期間中で、工事に着手していない場合

ウ) 片方の工事が中止または休止となっている場合

エ) 工場製作のみが行われている場合

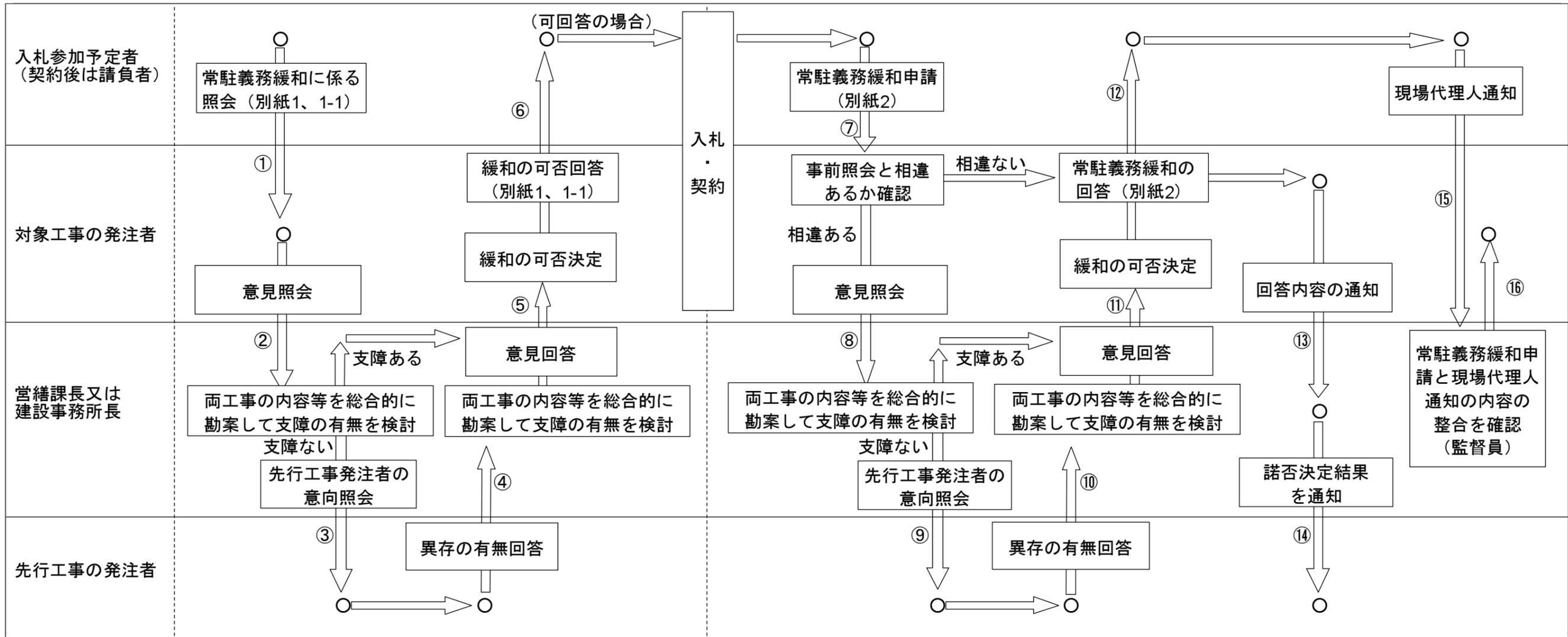
④ 現場代理人は、1日に1回以上は当該工事現場に駐在し、現場管理に当たること。

⑤ 現場代理人は、労働安全衛生法及び労働安全規則に基づき、安全衛生推進者、安全衛生責任者などを選任すること。

また、作業主任者が必要な作業においては必ず配置すること。

(2) 緩和が承認された工事現場において、安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故が発生した場合は直ちに緩和の承認を取り消すものとする。

(3) 受注者が工事発注者から現場代理人の緩和の承認を取り消された際に、新たな現場代理人を配置することができない場合には、工事発注者は解除権に基づき当該工事の契約を解除するものとする。



■手順

- (入札前)
- 入札参加予定者は、対象工事の発注者に対し、常駐義務緩和に係る照会を行う。
  - 対象工事の発注者は、建設事務所長に、照会の写しを添えて、意見を照会する。このとき、承認の条件があれば明示する。
  - 建設事務所長は、常駐義務緩和に係る照会に記載された内容に基づき、対象工事と先行工事（以下「両工事」という。）の工事内容、工事場所、工程等を総合的に勘案して、支障の有無を検討する。その結果、支障ないと考えられる場合は、先行工事の発注者に対して、常駐義務緩和についての意向を照会する。
  - 先行工事の発注者は、建設事務所長に、常駐義務の緩和について異存の有無を回答する。このとき、条件付で承諾する場合は、条件を明示する。
  - 先行工事の発注者が常駐義務緩和に異存ない場合は、建設事務所長は、両工事の発注者から示された条件を勘案のうえ支障の有無を再度検討し、対象工事の発注者に意見を通知する。
  - 対象工事の発注者は、⑤の意見を踏まえ、緩和の可否を決定し、入札参加予定者に回答する。
- (入札後)
- 入札・契約後、請負者は、対象工事の発注者に対し、常駐義務緩和申請を行う。  
以下、⑧～⑪は、②～⑤と同じ。ただし、常駐義務緩和申請と事前照会の内容が一致している場合は、省略できる。
  - 対象工事の発注者は、⑪の意見を踏まえ、緩和の可否を決定し、請負者に回答する。ただし、⑦ただし書きに該当する場合は、申請を承認するものとする。
  - 対象工事の発注者は、請負者に対する回答内容を、建設事務所長へ通知する。
  - 建設事務所長は、⑬の通知に基づき、先行工事の発注者に常駐義務緩和の諾否決定結果を通知する。
  - 請負者は、監督員に現場代理人を通知する（現場代理人及び主任技術者等通知書。以下「現場代理人等通知」という。）。
  - 監督員は、常駐義務緩和申請の内容と現場代理人等通知の内容整合を確認のうえ、対象工事の発注者に、現場代理人等通知を送付する。

(参考2)

現場代理人の常駐義務緩和に係る予定価格(契約金額)と承認の関係

(平成23年11月1日以降に常駐義務緩和の申請があった案件から適用)

No.	当該工事の 予定価格 (単位:万円)	他の工事の 契約金額 (単位:万円)	承認の可否	備 考
①	800	800	承認できる	これまでどおり承認できる。
②	2,000	2,000	同一区分の工事の場合のみ承認できる	今回の改正により、1,000万円以上2,500万円未満の場合、同一区分の工事であれば承認できることとした。
③	2,000	800	同一区分の工事の場合のみ承認できる	同上
④	800	2,000	同一区分の工事の場合のみ承認できる	同上
⑤	2,600	800	承認できない。	いずれか一方が2,500万円以上の場合は承認できない。
⑥	800	2,800	承認できない。	同上
⑦	400	2,500	承認できない。	同上

## 福島県発注工事における専任の主任技術者が管理できる工事と現場代理人の関係

	近		近		近		5km (土木事務所が異なる)		5km		5km		同		同		同	
	○	○	■	○	■	■	○	○	■	○	■	■	○	○	■	○	■	■
	現	新	現	新	現	新	現	新	現	新	現	新	現	新	現	新	現	新
現場代理人	OK	→ OK	OK	→ OK	OK	→ OK	×	→ OK	×	→ OK	×	→ OK	OK	→ OK	×	→ ×	×	→ ×
主任技術者	OK	→ OK	OK	→ OK	OK	→ OK	OK	→ OK	×	→ OK	×	→ OK	OK	→ OK	×	→ ×	×	→ ×

今回の通知文で緩和対象

### 【凡例】

- : 請負金額が2,500万円未満（建築一式工事の場合は5,000万円未満）の工事
- : 請負金額が2,500万円以上（建築一式工事の場合は5,000万円以上）の工事

近 : 間接費を調整する近接工事

5km : 今回の通知による緩和対象

同 : 同一区分、同一土木事務所管内、同一発注者の条件を全て満たす現場代理人の緩和対象

□ は、間接費調整を行うことから、一の工事とみなす。

□ は、間接費調整を行わないが、近接した場所の工事とみなす。（今回の通知文）

注）請負金額が2,500万円以上（建築一式工事の場合は5,000万円以上）の工事において、専任の監理技術者が配置されている場合は、今回の通知文は適用されない。